

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成15年8月1日付け15千教総第111-2号により通知した「メモリースティック（平成15年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録を作成するために録音したもの）」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定は、これを変更し、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成15年7月18日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「平成15年7月16日開催されました千葉市教育委員会の会議録並びに会議録を作成するために録音した電磁的記録」の開示請求を行った。

#### 2 不開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書のうち、平成15年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録については、作成中であり当該公文書として確定していないため不存在を理由に不開示決定を行い、その旨を平成15年8月1日付け15千教総第111-1号により、また、本件公文書については、次に掲げる理由を付記して不開示決定を行い、その旨を平成15年8月1日付け15千教総第111-2号により異議申立人にそれぞれ通知した。

「千葉市情報公開条例第7条第6号該当

開示請求に係る公文書は、本市教育委員会の会議に関する情報であって、これを公開した場合、個々の委員に対して外部からの圧力や利害関係者からの様々な干渉がなされ、合議制機関である教育委員会の会議での率直で自由活発な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれ、その後の教育行政・事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件公文書を不開示とした決定を不服として、平成15年9月22日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成15年10月29日付け15千教総第171号の2により本審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の不開示決定の取消しを求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

#### (1) 教育委員会の会議での率直で自由活発な意見交換及び意思決定の中立性を確保する方法について

発言者の個名を明らかにした場合に物理的暴力又は電話、メール等による嫌がらせその他の非物理的暴力を教育委員が被る可能性は否定するものではない。しかし、これらの暴力は、本来司直の手により解決すべきものであって、教育行政の意思決定過程が明らかになる公益性を考慮すれば不開示とするような事務の適正な遂行に支障を及ぼす事由にはあたらないものである。

#### (2) 本件公文書と会議録の関係について

実施機関は、本件公文書に係る第7回定例会会議の会議録は既に教育委員の個名を除き公表しており、かつ、平成16年7月12日に教育委員の個名を記載した会議録の作成を検討することを表明している。したがって、外部からの圧力の懸念を理由とする不開示は、その正当性を失っているものである。

また、千葉市教育委員会の会議の会議録は、その模様が記録された電磁的記録を元に作成されている。そして、会議録の作成の過程で、脱落や誤記、更には恣意的な加除修正の可能性が否定できない。したがって、会議録の正確性について市民が検証するためには、電磁的記録の開示が必要である。

## 第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

実施機関は、千葉市情報公開審査会の答申第20号の附帯意見（平成16年2月17日）を受け、現在においては、その会議の会議録には教育委員の個名も記載して作成した上で、公開された会議の会議録は全て公表し、非公開で行われた会議の会議録は従来どおり教育委員の個名を伏せた上で公表しているところである。

非公開で行われた会議に係る発言者のうち教育委員の個名を明らかにすることは、会議での意思決定過程において意見を述べた教育委員が、外部から名指しで非難を受けるなどの圧力や干渉等の影響を受け、その後の会議における発言を控え、会議が消極的かつ低調なものとなることなど、率直で自由闊達な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、延いては、合議制執行機関である教育委員会制度の趣旨自体が失われるおそれがある。よって、条例第7条第6号（事務事業執行情報）に該当するとして、不開示決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成15年7月16日に開催された平成15年千葉市教育委員会会議第7回定例会の様子を録音した電磁的記録である。

これは、実施機関の職員が会議録を作成するために録音した電磁的記録であり、組織において業務上必要なものとして利用していたことから条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

本件公文書は、当初は、録音に用いたICレコーダーに装着されているメモリースティックに保存されていた。そして、実施機関は通例、次回の教育委員会会議等の議事を記録する関係から、会議録確定後には消去する取扱いであったが、本件公文書に係る開示請求及び異議申立てが為されたため、実施機関のパーソナルコンピュータにコピーし、保存した。その後に通例に従い、次の会議の様子を同一のメモリースティックに録音したため、本件公文書の原本を喪失したものである。

公文書の開示は原本により行うのが原則である（条例第16条第1項ただし書）。然るに、原本を保有せずそのコピーのみを開示する

場合においては、コピーの過程での電磁的記録の改ざんは容易であることから、原本との同一性について疑念を持たれるおそれがある。しかしながら、実施機関は、内容が同一であることを証明するために必要な措置を講ずることなく電磁的記録の原本を消去したものである。

本審査会は、開示請求及び異議申立てに的確に対応するため実施機関が本件公文書の原本を保存するか、若しくは内容が同一であることを証明するために必要な措置を講じた上で複製を作成し、これを保存すべきであったと考える。

本審査会は、実施機関に対し電磁的記録のコピーの提出を求め、その内容を調査し、既に公表されている平成15年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録と比較した。その結果、当該コピーの情報、既に消去された原本の情報と同一のものであると推認することができる。

以上のことを前提として、次のとおり判断する。

## 2 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

### （1）実施機関が不開示とした情報について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、教育委員会会議において発言した教育委員を特定できる音声データである。

### （2）本号の趣旨及び解釈

本号は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業であって、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めている。

### （3）本号該当性について

本件公文書に記録された情報の本号該当性について検討する。

本件公文書に記録された情報は、公開された会議の部分と非公開で行われた会議の部分とで構成されている。前者については、公開の会議において発言された教育委員の個別の名称は公然性があり、この部分の情報を不開示とする理由が存在しないことは明白であることから、後者についてのみを審査の対象とする。

実施機関は、この後者の情報について、教育委員会における率直で自由闊達な意見交換及び意思決定の中立性を確保することは保護されるべき利益に当たること、また発言した教育委員の個別の名称が開示された場合には当該教育委員に対して外部から様々な干渉及びこれに伴う弊害が生じかねないことを主張している。実施機関のこのような懸念は、本審査会としても否定するものではない

(前掲本審査会答申第20号)。ただし、本号に該当することを理由として発言した教育委員の個別の名称を不開示とするためには、不開示することにより保護される利益が実質的に保護に値する正当なものであるか否か、当該利益侵害のおそれが具体的に存在するといえるのか等を客観的に検討する必要がある(平成16年10月14日本審査会答申第22号)。

そこで、上記不開示とすることにより保護される利益が具体的に存在するか否かについて検討するに、本件公文書のうち、非公開で行われた会議の部分の議案第28号から第30号までの教科書採択に関する教育委員の発言箇所には、議決に影響を及ぼすような教科用図書の評価や判断に関する発言はなく、教科書採択に関する制度内容や事実確認等一般的な事項に関する質疑にとどまっている。それゆえこれらの発言箇所を開示することにより、発言した教育委員に対し外部から圧力等が加えられ、以って教育委員会の会議の運営に著しい支障や円滑な遂行の確保に影響を及ぼすおそれが具体的に生じるとは認め難いと考えられる。

したがって、本件公文書が条例第7条第6号に該当するとの実施機関の主張は、採用できない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### <参考>

#### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成15年10月29日	諮問書の受理
平成15年11月17日	審議(第64回審査会)
平成16年2月16日	実施機関から理由説明書を受理
平成16年3月24日	異議申立人から意見書を受理
平成16年6月28日	審議(第70回審査会)
平成16年7月30日	実施機関から決定理由等の説明を聴取(第71回審査会)
平成16年9月1日	異議申立人から意見を聴取(第72回審査会)
平成16年10月21日	審議(第73回審査会)
平成16年12月7日	審議(第74回審査会)